

議 案 審 議

一般会計予算や条例の一部改正などに対する
質疑応答の内容を、要約して紹介します。

平田村介護保険条例の 一部改正について

高橋七重議員

問 介護保険制度が始まった平成12年に比べ、保険料が倍以上である。特に年金生活者にとって厳しい状況にある。保険料は値上げせず介護給付費準備基金を取り崩すべきではないのか。

答 健康福祉課長

今回の計画は平成32年度までの3年間に必要な総給付額の23%の保険料の必要額を算定したものの、今後、高齢者や各サービス・給付等の増加を考えると、介護保険事業の安定的な運営を行うために必要な改定である。

討 論

反対 高橋七重議員

改定の度に保険料が値上げとなり、利用しにくい状況を解消せず値上げすることは認められない。

賛成 佐藤孝雄議員

高齢化が進み、給付も上昇している中、所得区分と保険料改正は喫緊の課題であり、改定は必要と考える。

採択の結果、賛成10、反対1で可決しました。

平成30年度一般会計予算について

〈財政健全化について〉

問 佐藤一一議員

施政方針で財政基盤の脆弱、構造の硬直化を述べ健全財政をうたいながら、近年にない突出した

起債は大きな問題。財政健全化をどのように考えているのか。

答 総務課長

突出した起債は中学校建設に係る総事業費。過疎債償還は平成39年度で完了。健全化判断比率・資金不足率はいずれも早期健全化比率を下回っている。

再問 佐藤一一議員

起債額が税収の倍を越す財政運営は異常。さらに大規模な箱物に着手することは、今後大きな負担を強いる。活力ある豊かな農村、安心して暮らせる地域社会を引き継ぐことに苦心する財政運営をお願いしたい。

答 村長

税収が少ない中、国県からの補助・起債を使い、健全財政を保ちながら住民の要望に応えていく。

施政方針について

〈輸出体制構築について〉

問 高橋七重議員

道の駅ひらた10周年にむけた輸出体制の構築とはどのようなものか。

答 村長

今、県では県産品の輸出強化を図っている。地域おこし協力隊員の配置により、村産品の検証、輸出による産業おこしが必要と考えている。

再問 高橋七重議員

村産品のアスパラガス・インゲンを増産する考えはあるのか。選果場を造る考えはあるのか。

答 村長

生産意欲を喚起するための支援を考えていく。

〈環境衛生の充実について〉

問 高橋七重議員

資源循環型の実現を目指すところがあるが、ごみの減量化についてどのような方法を考えているのか。

答 住民課長

地域循環型社会形成推進地域計画を策定し廃棄物リサイクル処理システム構築を図る方針が示されたところ。

再問 高橋七重議員

生ごみ減量化のため、コンポスト導入助成の考えはないか。

答 村長

住民に理解していただける啓蒙・方向付けをしていく。

ジュピアランドひらた 関連について

問 三本松和美議員

①流末水路補完工事予算

は、ジュピアランドひらた駐車場第1工区・第2工区の工事を実施する考えによる計上か。②17億円から25億円かかる工事費で、今後大丈夫なのか。③入場料の収入はどれくらいを見込んでいるのか。

答 村長

①駐車場工事の有無に関わらず必要な工事と考える。

②そのような予算を出した覚えはない。

③入場料徴収は今年がスタート。結果はこれからであるため、まだ伝えられる段階ではない。しかし、収入が多くなるように努力する。

再問 三本松和美議員

ジュピアランドは多額の経費が掛かっているのだから問題。中学校造成工事のように工事費が増大になる心配がある。

答

村長

全く違うことにお金をかけるのであれば問題であるが、土木工事では、障害物により工費が増額となることもある。それでも計画は進めなければならぬ。

こども園建設について

問

三本松和美議員

①建設予定場所は、土石流警戒区域に指定されているがどのように考えているのか。

②河川対策はどのように考えているのか。

③定数は実際の児童数に見合った数にすべきと思うがどう考えるか。

答

地域整備課長

①十分配慮し工事する。
また、県に警戒区域解消の要望をしていく。
②河川改良は済んでいる。河川協議でも確認している。

答

村長

定数200人を150人に減らせば待機児童をつくることになる。子育てに余裕のある施設が必要。

三本松議員修正動議

公民館等複合施設整備設計・工事費、流末水路補完設計委託料など4億3,048万4千円を削除した額の修正案を提出。

修正案に対する質疑が交わされました。

問

阿部 清議員

複合施設整備事業を削減し、保健センターを残す場合、各種検診バス・駐車スペースが必要。こども園建設はできない。保健センターの震災による損傷状況も議員全員で確認しており、村民が安心して使える施設とは思わないがどのように考えているのか。

答

三本松和美議員

こども園を縮小し、保健センターを残して対応はできる。中央公民館に保健センター機能を移すことで、その機能が十分果たせないことが心配される。

再問

阿部 清議員

今叫ばれている心の教育を第一に考えると、生活空間の余裕が人間形成に必要。

定数を減らせば待機児童をつくることになるが、それで良いのか。

答

三本松和美議員

年間出生数を基にして定数を出した。

問

佐藤孝雄議員

これまでジュピア構想に前向きだった議員が、なぜ反対するのか。

答

三本松和美議員

今までの運営が収入より支出が多く財政面に圧迫をかけている状況が続いている。施設整備と花を咲かせてから遊具施設などを考えるべき。

再問

佐藤孝雄議員

コミュニケーションをしているので、財政面の心配はないと考えるが、どのように思っているのか。

答

三本松和美議員

一般会計の起債が8億9千400万円。村民にとって何が必要か精査しなければならない。財政面が脆弱であり、良く考えながら進めなければならない。
(採択の結果は下記のとおり)

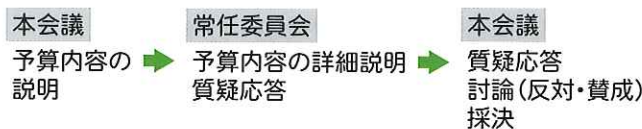


賛否の分かれた議案 平成30年度一般会計予算

	根本	太田	永瀬	三本松	阿部	佐藤(孝)	高橋	佐藤(二)	久保木	吉田	瀬谷	結果
三本松和美議員提出の修正案	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	可決
修正案で可決したもの以外の原案	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	可決

○…賛成 ×…反対 ※議長は採決に加わりません。

予算審議の流れ



請

願

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

採択の結果

全会一致で可決

～ 3月定例会の審議結果をお知らせします～

請 願 ・ 陳 情 審 査 結 果				
件 名	請願要旨	請願者・陳情者	付託委員会	結果
福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願	福島県最低賃金を、政府が掲げる「全国平均 1,000 円」の方針に沿って、相応の引き上げと早期発効を求めるもの。	日本労働組合総連合福島県連合会石川地区連合 議長 渡辺 孝男	総 務 経 済 常任委員会	全会一致で採択

審 議 さ れ た 議 案			結果
条例改正	平田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定		可決
	平田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正		可決
	平田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正		可決
	平田村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正		可決
	平田村教職員住宅設置条例の一部改正		可決
	平田村介護保険条例の一部改正		可決
	平田村後期高齢者医療に関する条例の一部改正		可決
	平田村農用地災害復旧事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部改正		可決
	平田村道路占用料徴収条例の一部改正		可決
	平田村単独住宅設置及び管理条例の一部改正		可決
	平田村在宅介護支援センター設置条例の廃止		可決
補正予算・当初予算	平成 29 年度平田村一般会計補正予算（第 6 号）		可決
	平成 29 年度平田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）		可決
	平成 29 年度平田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）		可決
	平成 29 年度平田村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）		可決
	平成 29 年度平田村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）		可決
	平成 30 年度平田村一般会計予算		修正可決
	平成 30 年度平田村国民健康保険特別会計予算		可決
	平成 30 年度平田村簡易水道事業特別会計予算		可決
	平成 30 年度平田村農業集落排水事業特別会計予算		可決
	平成 30 年度平田村後期高齢者医療特別会計予算		可決
	平成 30 年度平田村介護保険事業特別会計予算		可決
その他	損害賠償の額の決定（2 件）		可決
	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更		可決
	村道路線の認定		可決
	平田村公の施設に係る指定管理者の指定（9 件）		可決
	財産の取得		可決
	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書		可決

審議可決された議案

条例の制定・改正

●平田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定

居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に委譲されることに伴うもの

●平田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されたことに伴い所要の改正を行うもの

●平田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

地方公務員法の条項改正に伴うもの

●平田村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

石川管内の選挙管理委員会委員報酬の均衡を図るため改正を行うもの

●平田村教職員住宅設置条例の一部改正

老朽化に伴う取り壊しと管理の所管替えに伴うもの

●平田村介護保険条例の一部改正

第7期平田村介護保険事業計画策定に伴い介護保険料の改正を行うもの

●平田村後期高齢者医療に関する条例の一部改正

住所の特例について見直すもの

●平田村農用地災害復旧事業に要する経費の分担金徴収に関する条例の一部改正

国県の補助金によらない災害復旧事業の分担金徴収の所要の改正を行うもの

●平田村道路占用料徴収条例の一部改正

道路法施行令の一部改

正に伴うもの

●平田村単独住宅設置及び管理条例の一部改正

後川教員住宅の用途転換により所要の改正を行うもの

●平田村在宅介護支援センター設置条例の廃止

平田村指定居宅介護支援等の事業に人員及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴う制度改正によるもの

補正予算

●平成29年度平田村一般会計補正予算(第6号)

予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1千877万5千円とするもの

●歳入では社会資本整備総合交付金6千686万8千円、過疎対策事業債3千560万円を減額。歳出では社会資本整備総合交付金事業7千438万6千円、中学校スクールバス運行委託料470万円等を減額。

●平成29年度平田村国民

健康保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額から4千155万円を減額するもの

●平成29年度平田村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額から116万1千円を減額するもの

●平成29年度平田村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額から61万6千円を減額するもの

●平成29年度平田村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額から1千230万円を減額するもの

その他

●辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

村道真弓千保線道路改良舗装工事を追加するもの

●村道路線の認定

新たに認定する路線

1340号線
小松原宇大柿ノ落合
延長 664.0m

●損害賠償の額の決定

○平成27年6月に上蓬田字清水内地内の村道で発生した、側溝破損による自動車損傷事故の損害賠償額を定めることについて

(損害賠償額)

161万8千726円

(相手方)

(有)郡山ベビー

代表取締役

菅野 真弘

○平成30年1月に北方字後川地内の村道で、融雪剤散布作業中に発生した自動車損傷事故の損害賠償額を定めることについて

(損害賠償額)
21万9千833円
(相手方)
ハラダ製茶販売(株)
代表取締役
原田宗一郎

●平田村公の施設に係る指定管理者の指定

施設の指定管理者を指定するもの

・転作推進研修センター
東山区

・中倉一集会所
中倉第一区

・平田村産地形成促進施設
下蓬田区

・平田村高齢者婦人生産活動施設
打違内区

・鴛子防災センター
鴛子区

・九生滝集会所
九生滝区

・平田村地域福祉センター
社会福祉法人平田村

・社会福祉協議会
平田村屋内ゲートボール場

・社会福祉法人平田村
社会福祉協議会

・道の駅ひらた
株式会社道の駅ひらた

株式会社道の駅ひらた